

# 『華嚴十玄義私記』所引の『三寶章』の意義<sup>\*</sup> — 称名寺所蔵「十玄章」の発見を契機に

金天鶴

東国大

du\_hyong11@naver.com

I. 問題の所在

II. 『三寶章』の題とテキスト

III. 「十玄章」と『華嚴十玄義私記』所引  
の『三寶章』の意義

IV. 結論と課題

## 요약문

본고는 일본 헤이안시대 화엄 사기인 『화엄십현의사기』에 인용되어 있는 「현의장」, 「화엄장」의 의미에 대해서 고찰하였다. 우선, 텍스트문제이다. 「현의장」은 『화엄경명법품내입삼보장』의 7과 중의 하나이지만, 『십현의사기』에서는 『삼보장』 전체를 가리키는 명칭으로 인용되었다. 「화엄장」도 마찬가지이다. 『삼보장』에 대해서는 이미 명칭에 대한 의문이 제기된 바 있는데, 『삼보장』에 대한 텍스트 문제를 다시 한번 논해야 하는 계기를 만들었다. 최근에 가나자와문고에서 「십현장」이라는 사본이 발굴되었고, 『삼보장』의 일부분인 「현의장」이었으며, 현재 「현의장」이 10문인 것에 비해 15문으로 구성된 신본이었다. 이에 텍스트 문제는 점입가경이 되었다고 할 수 있다.

텍스트 문제를 고찰한 결과, 『삼보장』이 현재와 같이 2권본이 된 것은 명대에 대장경

\* 본論文は二〇〇七年韓國政府 (教育科学技術部の財源による韓國研究財団の支援を受けた研究の成果である。 (NRF-2011-361-A00008)

\* 본論文は2017年9月1日花園大学で開催された日本印度学仏教学大会と同年11月12日に北京大学で開催された第3回世界華嚴学大会で口頭発表した原稿を合わせて修正した原稿である。

이 편찬되면서이다. 명칭은 「화엄장」 「현의장」 「칠과장」 「화엄잡장문」 등 다양하게 유통되었던 것을 알 수 있는데, 현재로서는 「화엄장」 혹은 「현의장」 이 가장 고형의 명칭을 보여준다고 생각된다. 「십현장」 은 종말이 15문으로 구성된 「현의장」 을 인용하는 것이 확인됨으로써 법장의 진찬임을 확인할 수 있었다. 다만 10과 15문 「현의장」 의 선후관계에 대해서는 알 수 있는 자료가 아직 없다.

한편, 『십현의사기』에는 「화엄장」 「현의장」 의 인용명칭으로 「법계연기장」 「현의장」 을 11회정도 인용한다. 이 가운데 법계연기를 논하는 과정에서 이체, 동체, 동체이체무애문이 연기의 본법으로 거론되며, 『십현문』, 『탐현기』, 『오교장』 의 연기문과 함께 「현의장」, 「화엄장」 즉 「삼보장」 의 연기가 동등하게 다루어진다. 그런데, 특히 동체의 설명 가운데 동체는 바르게는 능응이라는 언급이 보인다. 이러한 설명은 균여가 「법계연기장」 을 주석할 때 사용하는 정의이며, 신라시대의 문헌인 「십구장」 까지 거슬러 올라간다. 즉 『십현의사기』에는 신라시대 화엄사상의 영향이 보인다는 것이다.

#### 주제어

화엄십현의사기, 현의장, 화엄장, 삼보장, 십현장, 법장, 종말, 신라화엄

## I. 問題の所在

平安時代の写本『華嚴十玄義私記』(以下、『十玄義私記』と略す)に「玄義章」と「華嚴章」という文献が引用されている。一般に「玄義章」とは法蔵の『華嚴經明法品内三宝章』(以下『三宝章』と略す)の中の一部を指す名称である。しかし、私が調べた結果、『十玄義私記』中の「玄義章」には、『三宝章』中の「玄義章」だけでなく、「法界縁起章」の内容も含まれている。なお、『十玄義私記』中の「華嚴章」にも「法界縁起章」の内容が述べられている。従って、『十玄義私記』の作者は、「玄義章」と「華嚴章」を『三宝章』全体を表す総称として用いたと考えられる。

最近、筆者は称名寺所蔵・金沢文庫管理の「華嚴十玄章」という写本断簡を見ることができた。一般に「十玄章」と言えば、華嚴の無碍説が説かれている「十玄門」か『五教章』の十玄縁起無碍法門義を思い起こすだろう。しかし、称名寺所蔵、金

沢文庫管理の「華嚴十玄章」は、それではなく、『三宝章』の一部である「玄義章」に該当する文献である。しかし、『三宝章』中の「玄義章」は10門からなるが、称名寺本「十玄章」は15門であるので、両文献は完全に一致するわけではない。

以上のように同じ「玄義章」といっても、『三宝章』の中の一部としての「玄義章」、総称としての「玄義章」、門数の異なる称名寺本「十玄章」など様々である。そこで、従来の研究において『三宝章』の名称に関して異議が唱えられたことを含め、改めて『三宝章』のテキストに関して精査する必要が生じたと、私は判断する。

なお、『十玄義私記』は、法界縁起の内容を考える際に、『三宝章』を『十玄門』、『五教章』、『探玄記』と同等に扱い、根本的な相違がないと説明する。ところが、それを証明する中、『十玄義私記』は能応、所応という概念の導入している。これは『十玄義私記』の独特な解釈でありながら、高麗時代の均如の解釈との関連が注目される。よって、その解釈の内容と均如の解釈との関連を探ることは、『十玄義私記』の思想的背景を考える上で必要になる。

以上の二つの問題の解決を試みするため、まず、『三宝章』の題とテキストに関わる問題を取り扱う。次に称名寺所蔵・金沢文庫管理の『十玄章』について検討する。この文献からはテキストの問題を含め、法蔵の思想の変化が読み取れる。そして、『十玄義私記』における法界縁起の解釈をまとめ、その背景にみられる新羅華嚴思想との関連を探る。本稿はこのようにテキストと思想の問題を取り扱うことによって、法蔵に真意に迫って行きたいと考える。

## II. 『三宝章』の 題とテキスト

### 1. 題とテキストの構成について

まず、『三宝章』の題について検討したい。大正蔵所収の『三宝章』は七科であり、順次、「三宝章」「流転章」「法界縁起章」「円音章」「法身章」「十世章」「玄義章」である。この中、最初の「三宝章」を取って題としているのが大正蔵所収の『華嚴

経明法品内三宝章』である。すでに古田紹欽氏によって、これは法蔵自身がつけた題号ではないと指摘されている<sup>1)</sup>。

最初の記録とみられる『円宗文類』に収録されている法蔵の「寄海東書」には、「玄義章等雜義一卷」となっており、「玄義章」が最初にある章名だった可能性も否定できない<sup>2)</sup>。すると、いつ今の題号になったのか。それを明らかにするため題の名称に関して改めて検討したい。

高麗時代の均如(923-973)の『華嚴経三宝章円通記』は『三宝章』に対する最初の註釈書である。均如は『三宝章』の「未入疏」<sup>3)</sup>という表現をめぐる問いに対して「此之七科既華嚴経明法品内立三宝章一卷六故宜載疏中而不論故云尔也」(H4.160b)と答えており、その中に大正蔵と同様の題がみられる。この文章では「六故」が読みにくい、「この七科はすでに華嚴経明法品内立三宝章一卷と〔華嚴経明法品内の残りの〕六科になっており、故に『探玄記』に入っているはずであるが、〔『探玄記』の中ではそれについて〕論じていないから、だからそういつているのである」と解釈できるが、これによって均如がみた『三宝章』の名称と巻数がわかる。即ち、『華嚴経明法品内立三宝章』一卷となる文献である。

すると、均如が底本にしたテキストは具体的にどのように構成されていたのか。均如は題名を解釈する上で「就第二門有三段。初列七科。二現未入疏。三華嚴経下正舉題名」(H4.160a)とし、七科の名から始まり、七科の列名が終わってか

1) 古田紹欽、「華嚴三宝章の研究」、『仏教研究』2-3(東京：1938)53-56。

2) 均如は「玄義者、通明前六中玄妙之義、故亦得是総。又最在後故、從後舉」といって総称だけが異なり、順番は今と変わらないと判断している。古田紹欽氏の上の論文でも同様に理解している(1938:55)。さらに古田紹欽氏は「玄義章」の名称がみえる日本の目録や中国の文献には七科の中心として「玄義章」の名称を取っていると理解する。舘野正生氏も同様である(舘野正生、「法蔵撰『法界縁起章』の研究」、『南都仏教』74・75(奈良：南都仏教研究会、1997、56-60)。均如が例として取上げたのは「華嚴伝記」に提示している「華嚴玄義章一卷」であり、その文献を直接見たわけではない。「華嚴玄義章一卷」は単独の文献の可能性も残り(小林實玄、「華嚴玄義章等雜義」と凝然-「華嚴七科章義瓊記」の断簡について、『印度學佛教學研究』21-2(東京：日本印度學佛教學會 1973、750-753)、検討の余地がある。これに関しては後述する。

3) 『探玄記』では既に木村清孝氏により指摘があったように、「三宝章」「十世章」を引用する(木村清孝、「華嚴経の受容と法蔵の生涯」、鍵住良敬・木村清孝『法蔵 人物中国の仏教』(東京：大蔵出版、1991)：91-92)。よって均如の答えは理解しにくい、この問題に関しては本稿の目的外なのでここでは立ち入らない。

ら「未入疏」という記録があり、その後「華嚴經明法品内立三宝章一卷」になっている。均如の解釈をみると、その次に「魏国西寺沙門法藏述」となり、現在の列名順で本文が構成されている。

七科の中、均如は「三宝章」が最初だから、これを題名の代表として取ったと説明している。もし法藏が「寄海東書」から提示した「玄義章等雜義一卷」のように、最初の章名が「玄義章」であったならば、流伝の過程で順序が変わったことも想定できるが、均如の活動時代にはすでに現在の配列順序が定着していたと考えられる。なお、『義天録』では「華嚴雜章門一卷」となっており、題名の後に七科の名が現在の順で連ねている。

中国では宋代の華嚴文献に「三宝章」の引用がみられるが、それは今の「三宝章」に一致し、「玄義章等雜義」、「華嚴雜章門」及び「華嚴經明法品内立三宝章」の名称で引用された例はない。今の題が中国文献から見られるのは明代からである。

明天啓七年(1627)の『金陵梵刹志』巻四十九に記載されている南蔵目録によれば、青函に「明法品内立三宝章」(B29.384b)となっている。『大明重刊三蔵聖教目録』巻下(C106.782c)も同じであるが、二巻とされ、『蔵經値畫一目録』の遵依北蔵字号編次画一には跡函に「華嚴經明法品内立三宝章(二巻)」となっている。『中華大蔵総目録』巻三の跡字函には「華嚴經明法品内立三宝章一卷」と記録しながら、巻四には「嘉跡」に二巻となって、嘉興蔵とずれがみられるが、これは同じ跡函なので、上にあげた目録から見ると二巻が正しいだろう。よって明蔵には同じ系統の書名に二巻のものだったことがわかる。なお、明の智旭の『閲蔵知津』巻第一、『法海觀瀾』巻二にも同じ名称と巻数が取上げられているから、明蔵を利用していると思われる。

この文献が一卷だったことは「寄海東書」と『義天録』からみたとおりであるが、明蔵が板刻された際には今と同様の名称であり、二巻になったのである。近代の『楊仁山居士遺書』には、「明蔵以下之六章。合為兩卷。統名華嚴經明法品内立三宝章」(B28.629a)とあり、現在の名称が明蔵に由来すると述べている。すると、楊仁山の言うとおりに、今通用している題は明の時代から構成されたとみるべき

である。それは大正蔵の底本となる清康熙二 (1674) 年刊の増上寺報恩蔵本も同じ名称と巻数であり、清代咫観の『水陸道場法輪宝懺』巻第五には同様の名称であるので、説得力があるように受け止められる。しかし、これは均如が取った題名と一致しているので、この題そのものが明代の成立ではない。均如がみたテキストは科名→題→著者名の順序であったが、清康熙二 (1674) 年刊を確認すると、明代には題→著者名→科名と並べ順を改めて、一卷を二巻に分巻したと推定される。

次に日本のテキストを検討したい。日本の目録では『円超録』(914)と『東域伝灯目録』(1094)に「華嚴玄義章一卷」とあるのみである。なお、既に指摘されたように凝然の『華嚴宗経論章疏目録』に「玄義章等雜義一卷」が確認される<sup>4)</sup>。万治己亥(1659年)の刊本(大正大学所蔵)は、表題は「華嚴雜章門一卷」であり、その次に七科の名称(已上七科並未入疏)がある。内題は「華嚴経明法品内立三宝章」であり、その後に作者である法蔵の名前が書いており、尾題は「華嚴経明法品雜章門」となっているテキストである。これによって、「華嚴雜章門」の華嚴が華嚴経明法品を意味すると考えていたことがわかる。鳳潭(1654-1738)の『華嚴五教章匡真鈔』にも法蔵の著述を並べる際に「華嚴雜章門一卷」とあるので、これが題として認識された例である。

ところが、鎌倉時代の湛睿の手沢本(称名寺本)によると、外題は「華嚴経七科章」であり、内題は「華嚴経章」である。その次に著者名、七科の列名であり、その後「華嚴経明法品内立三宝章」の語が見られる。すでに指摘されているように、湛睿は称名寺本に依拠して「華嚴経明法品内立三宝章」を題名ではなく、本文と判断したことになる<sup>5)</sup>。なお、『華嚴経七科章』の尾題は「華嚴章一卷」となっている。華嚴章は他にも用いられる。例えば日本古文書に「花嚴章一部」という記録から認められる<sup>6)</sup>。後に例文を出すように平安時代の『華嚴十玄義私記』にも「花嚴章」という引用名がみられる。湛睿は『五教章纂釈』で「華嚴章 流伝章中」(日仏

---

4) 小林實玄, 前掲論文 1973, 244.

5) 岡本一平, 「湛睿の学問と信仰」, 金沢文庫『学僧湛睿の軌跡』(神奈川県: 金沢文庫, 2007) 78.

6) 小林實玄, 前掲論文 1973, 244, 参照.

全11.472b) という表現を用いるので「華嚴章」は早くから『三宝章』の総称として使われたことが確認できる。

湛睿より早い凝然の註釈に『華嚴經七科章義瓊記』があるので、日本では「七科章」という題も流通していたことは確かであるが、今のところ凝然が最初の例である<sup>7)</sup>。以下、現在わかる『華嚴三宝章』のテキスト構成をまとめる。

| 法蔵               | 玄義章等雜義一卷 (題)  |
|------------------|---|
| 義天               | 華嚴雜章門一卷 (題)<br>七科名  |
| 均如               | 七科名 (未入疏)<br>華嚴經内明法品内立三宝章一卷 (題)<br>魏国西寺沙門法藏述<br>三宝義略作八門? (本文)                                       |
| 湛睿<br>(称名寺本)     | 華嚴七科章 (表題)<br>華嚴經章 (内題)<br>魏国西寺沙門法藏述<br>七科名 (七科已上亦未入疏)<br>華嚴經内明法品内立三宝章 (本文)<br>華嚴章卷一 (尾題)           |
| 明の編集             | 華嚴經明法品内立三宝章二卷   |
| 万治己亥本<br>(1659年) | 華嚴雜章門一卷目錄 (表題)<br>七科名 (已上七科並未入疏)<br>華嚴經明法品内立三宝章 (内題)<br>魏国西寺沙門法藏述<br>三宝義略作八門 (本文)<br>華嚴經明法品雜章門 (尾題) |
| 大正蔵底本<br>(1674年) | 華嚴經明法品内立三宝章卷上 (題)<br>魏国西寺沙門法藏述<br>各卷の科名<br>三宝章 (本文)<br>華嚴經明法品内立三宝章卷上 (尾題)<br>* 卷下も同様の構成である。         |

この中、題と本文まで情報がわかる四つの文献の構成を科名の位置を中心にまとめて比較すれば以下ようになる。

7) 岡本一平, 前掲論文2007, 77-78. ここには「七科」を使う例をできるだけ網羅しているが、凝然の前には見受けられない。

(均如) 七科→題→著者、(万治本) 題→七科→題→著者

(湛睿) 題→著者→七科、(底本) 題→著者→科

となり、明に作られたテキスト(大正蔵の底本系統)は、湛睿の手沢本(称名寺本)と構成上の類似性があるが、明代に編集した結果で特別な関連はないようである。以上のようにテキスト構成について検討したが、「七科章」と「華嚴経章」(華嚴章)という題は日本だけに流通し、「玄義章等雜義」と「華嚴雜章門」は高麗と日本、そして「華嚴経明法品内立三宝章」が三国共通の題となる。

なお、個別の章名で全体を指す場合について言及したい。まず、「三宝章」であるが、既に指摘されたように『探玄記』や南宋の師会の『焚薪』卷第二と希迪の『華嚴一乘教義分齊章集成記』卷第一、『評復古記』に「三宝章」が引かれているが、これらは現在の『三宝章』を指している。また、すでに指摘されているように、日本古文書にも「三宝章」がみられるが<sup>8)</sup>、これは別行のものであろう。高麗では「三宝章」が略称として使われるのは、確認の結果、均如の『积三宝章円通記』だけである。また、平安時代の写本『華嚴十玄義私記』には「玄義章」を用いて『三宝章』を表す例が認められる。今のところ『三宝章』に対する略称は「三宝章」と「玄義章」のみである。

### III. 「十玄章」と『華嚴十玄義私記』所引の「三宝章」の意義

#### 1. 「十玄章」の意義

##### 1) 「十玄章」のテキスト問題

称名寺には「華嚴十玄章」という名前の写本断簡が存在している。先に述べたようにこれは『三宝章』の中の「玄義章」に該当する文献であり、「玄義章」は10門からなるが、称名寺本「十玄章」は15門である。ここでこの称名寺本について簡単に

---

8) 古田紹欽、前掲論文1938、54.



紹介する。外題は「華嚴十玄章」、内題は「十玄章卷第一」となっている。しかし、『三宝章』中の「玄義章」を「十玄章」と称するのは、本文献以外に今まで確認されたことがなく、この「十玄章」は現時点では孤本である。

ここで「玄義章」の流伝の過程に生じた可能性を想定して探ってみる。そもそも「玄義章一卷」は、正倉院古文書に天平16年(744)に初見の「玄義章」を指していると思われる。そこには16紙と記録されていたからである。また、天平勝宝三年(751)には「華嚴玄義章一卷」という記録もあり、同じく用紙16張となっているから、用紙からみて両方とも同じ書物である。これは「玄義章」が独立して流通していた証拠となる。目録で「玄義章」単独の名称がみえるは、『円超録』、『永超録』の他に法蔵の『華嚴経伝記』に「華嚴玄義章一卷」、新羅崔致遠の『法蔵和尚伝』に「玄義章一卷」などが記録されており、日本の普寂の『華嚴五教章衍秘鈔』にも「玄義章」の名称が見られる。

この別行の「玄義章」がなぜ「十玄章」と名称として称名寺に所蔵されているのか。現在「十玄章」という名称を記載する文献は、華嚴文献に多数の用例がある。ただし、それらは『五教章』の十玄縁起無碍法門か、智儼撰承杜順和尚説の『華嚴一乘十玄門』を指しているので、「玄義章」を指す例は見受けられない。『三宝章』の各章の別行したことを確認しても、「十玄章」は見出せない。残念なことにこれから新しい資料を待つしかない。

現在の「玄義章」は10門であるが、称名寺本「十玄章」は15門である。門の順序も名称も異なり、比較して例示すれば次のようである。

| 十玄章卷第一 (称名寺本)        | 玄義章 (T45.622c) |
|----------------------|----------------|
| □□縁起門 (本文には、縁起無碍門第一) | 縁起無礙 (門第一)     |
| 染淨縁起門 (第二)           | 染淨縁起 (門第二)     |
| 簡法異情門 (第三)           | 揀異情 (門第三)      |
| 薬病對治門 (第四)           | 薬病對治 (門第四)     |
| 理事分無門 (第五)           | 理事分無 (門第五)     |
| 鏡像無礙門 (第六)           | 因因果果 (門第六)     |
| 眞空十義門                | 二諦無礙 (門第七)     |
| 二諦空有門                | 眞妄心境 (門第八)     |

|  |   |
|--|---|
| <u>世間涅槃門</u><br><u>入道方便門</u><br><u>如來藏識門</u><br><u>因因果果門</u><br><u>識境四句門</u><br><u>心境無礙門</u><br><u>諸法但名門</u><br>* 表題と ( ) を含めた本文の名称。 | 能化所化(門第)九<br>入道方便(門第)十<br>* 表題と ( ) を含めた本文の名称 |
|--|---|

この整理に依拠すれば、次の二点が問題となる。

第一に、両文献の諸門の中には文字の相違がある(以下の門の番号は「玄義章」を基準にする)。第三門は「理」と「法」である。第七門は「二諦無礙門第七」と「二諦空有門(第八)」である。第八門は「真妄心境門第八」と「心境無礙門(第十四)」である。第九門は「能化所化門第九」と「世間涅槃門(第九)」である。

第二に、両文献の門の総数は異なる。「玄義章」には存在しないが、称名寺本「十玄章」には「鏡像無礙門第六」「真空十義門(第七)」「如來藏識門(第十一)」「識境四句門(第十三)」「諸法但名門(第十五)」の合計五門が存在する。

なぜこのような差異が生じたのだろうか。最初の註釈である均如の『華嚴三寶章円通記』では、「玄義章」と同じ10門で名称も同様である。また、先に取り上げた、智旭の『閲藏知津』と咫観の『水陸道場法輪宝懺』には、「七玄義章 又分十門」とあるが、この二つの文献は、『華嚴三寶章』の七科の門を述べているものなので別行した「玄義章」ではない。異なったり増えたり各門の名称が引用された例もない。称名寺本「十玄章」中の「世間涅槃門」という表現は『探玄記』(T35.160a)に、「心境無礙門」という表現は『華嚴経疏』(T35.924b)に、「諸法但名門」は『五教止観』(T45.512b)に一回ずつみえるが、「十玄章」との具体的な関係は未詳である。

ところが、宗密の著作に15門の「玄義章」の引用が確認される。即ち、『普賢行願品別行疏鈔』 卷第三では、「賢首大師華嚴玄義章十五門第十明入道方便門有三」(X5.265c5-)として一部を詳しく引用している。なお、同箇所は『円覚経大疏积義鈔』 卷第12(X9.728a7)と『円覚経略疏之鈔』 卷第11(X9.941b13)にも引用され詳しい内容が、別巻(恐らく、『普賢行願品別行疏鈔』を指すだろう)に譲られている。

また、この内容は、明の弘演の『楞嚴妙指』巻第5 (D16.290b) と明の曹洞宗道霈の『普賢行願品別行疏鈔纂要』巻第1 に孫引きされている。

これによって称名寺蔵の「十玄章」15門は、宗密が引用している「玄義章」15門の存在によって法蔵の真作として認められる。中国では宗密の時代に流通しており、日本にいつの時期かに伝来されて、称名寺に入っていただろう。しかし、今のところ、中国では宗密以外には使った形跡がなく、日本でも称名寺蔵の「十玄章」の以外には、用いられた痕跡すら確認できない。

なお、称名寺蔵「十玄章」断簡の内容は、縁起無碍門第一、染浄縁起門第二、簡法異情門第三、菓病対治門第四、理事分無門第五、鏡像無礙門第六の一部しか残っていない。この中、鏡像無礙門第六の他は、『三宝章』と重複する。よって15門の「玄義章」には確かに『三宝章』と異なる門と内容が入っていることがわかる。

すると、『三宝章』との前後関係はどうだろうか。現在『三宝章』については『探玄記』の少し前のものと推定されている。ここでまず、宗密が引用している15門「玄義章」の「第十入道方便門」の引用文と『華嚴三宝章』「玄義章」に第十入道方便門を比較してみる。称名寺所蔵「十玄章」は「第十入道方便門」が欠落しているので確認できない。

| 宗密の引用文   | 『三宝章』   |
|--|---|
| <p>入道方便門有三。一簡心。二簡境。三造修勝行。一簡心之中、有藥有病。病有麤細。麤謂二種巧偽修行。一内實破戒、外現威儀。二内雖持戒。為他知故。求名利故。細謂二種情計不破。一雖[1]真心而計我修行。二雖不執我而計有法。藥中有別有通。別謂隨前病麤細對治。通謂但觀諸法平等。諸病自盡。</p> <p>二簡境之中、有倒有真。倒謂情計之境。對前心病、故境顛倒。真謂三乘空有不二境及一乘無盡境。對前藥治。故見真境。</p> <p>三造修勝行者。於中有始有終。一始中有三種。一捨緣門。有六。一捨作惡業。二捨親屬。三捨名聞利養。四捨身命。五捨</p> | <p>作入道縁起要有三義。一識病。二揀境。三定智。初中有二。一僞請求名利等。二細存見趣理等。二揀境中二。一對境。謂情謂之境在邊等。二真境有二。一三乘境。謂空有不二融通等。二一乘境。謂共盡縁起具德圓融等。三定智中亦二。一解謂能生正解。仍解知解行別者是也。二行謂不如所解。以解不能至故。無分別心行順法妄情等。又此行依解成。亦行現前其解必絕。又約境。以三空亂意揀之。約行以無分別智互相揀之。其義即見。</p> <p>又入道方便略作四門。一懺除宿障門。二發菩提心門。三受菩薩戒門。四造修勝行門。造修勝行有二途。一始二終。初中有三門。一捨緣門。二隨縁門。三成行門。初中</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p><u>心念。六捨能所。</u></p> <p><u>二隨緣門有四種。一還於前六事中守心不染。二凡於順情境下至微細。皆應覺知不受。三於違情境乃至斷命等怨。皆應守心歡喜忍受。四凡所有作遠離巧偽虛詐。乃至一念亦不令有。三成行門。謂得前二門成萬行也。</u></p> <p>二終者亦三種。一捨緣門。即止也。唯觀諸法平等一相。諸緣皆[2]絕。二隨緣門即觀也。還就事中起悲願行。三成行門。即止觀雙運。</p> <p>[1]真異作直 [2]絕異作捨</p> | <p>有六重。一捨作惡業。二捨親眷屬。若出家捨門徒及生緣眷屬。三捨名聞利養。四捨身命。五捨心念。六捨。此捨令絕能所無寄故。二隨緣門者。有四重。一還隨前六事而守心不染。二凡於一切堪情下至微少堪處。皆應覺知不受勿有少染。三於一切違境。乃至斷命等怨。皆應守心歡喜忍受。四凡所作行遠離巧偽虛詐。乃至一念亦不令有。三成行門者。一起六波羅蜜行(一一云云)。二四無量行(一一云云)。三十大願行(一一云云)。願行有二。一諸未起行策令起。二已起行持令不退。皆由願力即通法行也。二終者亦三門。初捨門者。即止行也。觀諸法平等一相。諸緣皆絕云云。二隨緣門者即觀行也。還就事中起大悲大願等行云云。三成行門者。即止觀俱行雙融無礙。</p> |
|--|---|

以上のように、下線部はほぼ一致するが、両方の内容構成や科文がかなり違うことがわかる。両文献の科文を大きく分けると、以下のようになる。

| a.15門 玄義章 (宗密引用)   | b.『三宝章』  |
|--|--|
| <p>入道方便門(3)</p> <p>1.簡心(2)</p> <p>1.1.藥(2)</p> <p>1.1.1.別</p> <p>1.1.2.通</p> <p>1.2.病(2)</p> <p>1.2.1.麤</p> <p>1.2.2.細</p> <p>2.簡境(2)</p> <p>2.1.倒</p> <p>2.2.真</p> <p>3.造修勝行(2)</p> <p>3.1.始(3)</p> <p>3.1.1.捨緣門(6)</p> <p>3.1.1.1.捨作惡業</p> <p>3.1.1.2.捨親屬</p> <p>3.1.1.3.捨名聞利養</p> | <p><b>入道緣起(3)</b></p> <p>1.識病(2)</p> <p>1.1.麤</p> <p>1.2.細</p> <p>2.揀境(2)</p> <p>2.1.對境</p> <p>2.2.真境(2)</p> <p>2.2.1.三乘境</p> <p>2.2.2.一乘境</p> <p>3.定智(2)</p> <p>3.1.解 or 約境</p> <p>3.2.行 or 約行</p> <p><b>入道方便(4)</b></p> <p>1.懺除宿障門</p> <p>2.發菩提心門</p> <p>3.受菩薩戒門</p> <p>4.造修勝行門</p> <p>3.1.始(3)</p> <p>3.1.1.捨緣門(6)</p> <p>3.1.1.1.捨作惡業</p> <p>3.1.1.2.捨親眷屬</p> <p>3.1.1.3.捨名聞利養</p> |

|                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| 3.1.1.4.捨身命        | 3.1.1.4.捨身命           |
| 3.1.1.5.捨心念        | 3.1.1.5.捨心念           |
| 3.1.1.6.捨能所        | 3.1.1.6.捨             |
| 3.1.2. 隨緣門(4)      | 3.1.2. 隨緣門(4)         |
| 3.1.2.1.還於前六事中守心不染 | 3.1.2.1.還於前六事中守心不染    |
| 3.1.2.2.凡於順情境下至微細  | 3.1.2.2. 凡於一切堪情下至微少堪處 |
| 3.1.2.3.於違情境乃至斷命等怨 | 3.1.2.3. 於一切違境乃至斷命等怨  |
| 3.1.2.4.凡所有作遠離巧偽虛詐 | 3.1.2.4.凡所有作遠離巧偽虛詐    |
| 3.1.3.成行門          | 3.1.3.成行門             |
| 3.2.終(3)           | 3.2.終(3)              |
| 3.2.1.捨緣門(止)       | 3.2.1.捨緣門(止行)         |
| 3.2.2.隨緣門即(觀)      | 3.2.2.隨緣門即(觀行)        |
| 3.2.3.成行門(止觀雙運)    | 3.2.3.成行門(止觀俱行雙融無礙)   |

これをみると、aよりbの方の科文が二つの形式に増えたことが確認できる。下線でも言葉使いに違いが見られるが、前後に関する決め手はない。

次に称名寺本「十玄章」の断簡と『三宝章』とを比較してみたいが、残りの部分で大きな差は認められなく、「縁起無碍門第一」に意味のある違いがみられる。ここは最初の問において、「十玄章」が‘円融無碍’というごく普通の言葉を使うことに対して、「玄義章」では‘会融無碍’という独特な用語を使うことを指摘できる。会融無碍という表現はこのほか李通玄の『新華嚴経論』にしか出てこない。

なお、答えは一開義融通、二句数決択の二門にわけが、そこからの科文は同様であり、若干の文字の変動があるのみである。しかし、最後の部分は次のように大きく異なる。

| 十玄章卷第一 (称名寺本)  | 玄義章(T45.622c)  |
|--|--|
| 是故。此上順有十六句。逆亦十六。總三十二句也。二約相在不在、亦三十二句。三約空不空、亦三十二句。<br><u>三重</u> 合弁。更有義門、可准思。是謂法界無障礙法也。 | 是故。此上順有十六句。逆亦十六。總三十二句也。二約相在不在、亦三十二句。三約空不空、亦三十二句。<br>是故合有九十六句。又若 <u>三重</u> 相融、有 <u>三重</u> 四句。一或唯空不空、或唯即不即、或俱、或不俱。二或唯在不在、或唯空不空、或唯不俱等。三或唯即不即、或唯在不在等四句、 <u>准之</u> 。是故三四為十二句。帖前九十六、總為一百八句法門也。 |

この中、下線部の内容が異なり、「玄義章」に増広が認められる。なお、称名寺本「十玄章」「簡法異情門第三」は、「玄義章」では「簡理異情門第三」であり、内容はほぼ同じであるが、一箇所だけ意味ある違いがみられる。「十玄章」では「悪趣空」を使うが、同じ箇所に「玄義章」では「断滅空」を使っている。法蔵の使い方によると、「悪趣空」は『五教章』(悪趣空)、『探玄記』『十二門宗致義記』(悪取空)などに例がみられ、「断滅空」は『心玄義』と『義海百門』から一回ずつ確認できるが、今のところやはり決め手はない<sup>9)</sup>。

## 2) 鏡像無碍門の紹介

次は称名寺蔵「十玄章」だけにある鏡像無碍門について一部しか残っていないが、ここに紹介する。

鏡像無碍門第六。無碍縁起作三門。一約喩、二顕法、三約教。初中就鏡像喩弁。略作四重。一約一異門、二約相入門、三相即門、四無碍門。初者有三。一約鏡与像。二約二像相望。三約a二鏡相望。初中鏡中現青黄二像、令不同、是定異門。問。二像既虚、鏡○一躰。何得青黄而定是異。答。只以像虚、各無自性。b無力相撰、故定恒異。正申鏡一而有現像。功

今のところ、これしか残っていない。鏡と像或いは影像の比喩は多くあるし、その中で、二鏡相照などの表現はあるが、下線aのように二鏡相望という表現は見当たらない。また、有力と無力が相撰するという表現はあるが、下線bのように無力相撰という表現を使う例はどこにもなく、こなれていない表現であろう。

## 2. 『華嚴十玄義私記』所引の「三寶章」の意義

『十玄義私記』は平安時代の写本である。この文献に関しては既に詳しく紹介し

---

9) 本論文の査読の結果を重く受け止めて、こうした判断に至った。

たことがあるが<sup>10)</sup>、この文献にみられる『三宝章』の引用は以下の通りです。

| 『十玄義私記』  | 『三宝章』   |
|--|---|
| <p>① (上24-才)<br/>問顯其緣起本法有三義門者何耶</p> <p>答一異体門二同体門三同異無碍門也<br/>問是三門何別耶<br/>答玄門五教列同体異体二門疏及玄義章具列三門</p> <p>②<br/>問若爾如何別々各說耶答約初門玄門五教同名異体門玄義章名互異門広疏名諸緣各異義也</p> <p>③ (上26-ウ)<br/>問玄義章名互異門意何<br/>答彼文即云謂於無尽大緣起中諸緣相望体用各別不相參雜故云異也云々<br/>意無尽者且約現事十錢喻者以十錢即有即入自在義名無尽緣起<br/>諸緣相望者即明無尽諸緣異体言也</p> | <p>(法界緣起章)<br/>初緣起相由門者。於中曲有三門。一諸緣互異門。即異體也。二諸緣互應門。即同體也。三應異無礙門。即雙辨同異也</p> <p>初緣起互異門者。<br/>謂於無盡大緣起中。諸緣相望體用各別。不相參雜故云異也。</p> |
| <p>④ (上26-才)<br/>問第二同体門諸章疏何各 答玄門五教同名同体門 玄義章名諸緣互相応門 広疏名互遍相資義</p> <p>⑤ (上28-ウ)<br/>問玄義章名互相応門意何耶<br/>答謂衆緣之中以於応多緣故各与彼多全為是一是故此一具多箇一然此多一雖由本一応多緣故有此多一与本一体無差別故名同体故疏云喻一緣所具多一与彼一緣体無差名為同体云々<br/>問此唯說一言也応多緣何名互応耶<br/>答彼能応一偏非能応選成所応彼二乘<sup>11)</sup>多偏非所応奉為主時選成能応故云互応</p>                   | <p>二諸緣互應門</p> <p>二諸緣互應門者。<br/>謂衆緣之中以於一緣應多緣故。各與彼多全為其一。是故此一具多箇一。然此多一雖由本一。應多緣故有此多一。然與本一體無差別。是故名為同體門也。</p>                  |
| <p>⑥ (上28-才)<br/>問第三俱存無碍門諸章疏何名耶 答玄義章名 応異無碍門 広疏名俱存無碍門義 玄門五教不釈此門</p> <p>⑦ (上30-ウ)<br/>門<sup>12)</sup>說此唯一多一無碍自在有幾句耶</p>  | <p>三應異無礙門</p>   |

10) 金天鶴, 『日本華嚴思想研究』(東京: 山喜房佛書林, 2015) 參照

| 『十玄義私記』   | 『三寶章』  |
|---|--|
| <p>答玄義章作四句広疏作六句<br/>問先其玄義章四句者何耶<br/>答一二<sup>13)</sup>舉體全異具入即俱二或全體是同亦具入即俱以諸融通各全攝故三或俱以同異無碍双現前故四或俱非以相奪俱盡故双非也</p>   | <p>是故若非同體無異體故。若非異體無同體故。是故通辨亦有四句。一或<b>舉體全異具入即俱</b>。二或<b>全體是同亦具入即俱</b>。以法融通各全攝故。三或俱。以同異無礙雙現前故。四或俱非。以相奪俱盡故雙非也。餘入即等准思知之。上來第一緣起相由門竟(餘未作)。</p>   |
| <p>⑧ (上94-ウ)(上94-オ)<br/>問約理事<sup>14)</sup>分限無分限云耶<br/>答爾云方何答爾玄義章約理事各有四句<br/>且理四句者一無分限二分有限限三分無分俱四俱非分無分也事四句者一有限限二分無分限三分無分俱四分無分俱非也<br/>問且理<sup>15)</sup>句意何<br/>答初句意此理通一切事法故云無分限第二句意此一法界理無不通一法故云有分限第三句意上二句双融円融一味無碍故言也第四句意上二句双融平等事絕言也<br/>問事四句意何<br/>答初句意耶此一事法言隨事自相有分齊故云有分限第二句意此事體限全以遍法界故無分限言也第三句意上二句双融無碍故言也第四句意何上二句双融平等離二相言也<br/>問此理四句与事四句相对作四句者方何耶<br/>答云云有兩重四句&lt;如玄義章&gt;</p> | <p>(玄義章の中「理事分無門第五」)<br/>問如此理事。為理無分限事有分限耶。為不耶。答此中理事各有四句。<br/>且理一無分限。以遍一切故。二非無分限。以一法中無不具足故 三具分無分一味。以全體在一法。而一切處恒滿故。如觀一塵中。見一切處法界。四俱非。分無分以自體絕待故。圓融故。二義一相非二門故。<br/><br/>事中一有分。以隨自事相有分齊故。二無分以全體即理故。大品云。色前際不可得。後際亦不可得。此即無分也 三俱。以前二義無礙具故。具此二義方是一事故。四俱非。以二義融故平等故。二相絕故。</p> |
| <p>⑨ (上61-オ)<br/>問何云花嚴章<sup>16)</sup>諸緣互応<sup>17)</sup>云同體五教不相由義云同體<br/>答花嚴章正能応同體々諸緣応云云五教拳同體所具德所応他縁不相由義々々々々云同體云云</p>  | <p>(法界緣起章)<br/><br/>諸緣互應 即同體也</p>  |
| <p>⑩ (上62-オ)<br/>問花嚴章說異體同體了云三同體<sup>18)</sup>無碍門此二門同一縁起不相離故云々准之可有第三同異無碍門何五教文不說<br/>答准此文可有異無碍門五教略故不說二門無碍相入縁起法能成了<sup>19)</sup>&lt;所以可有此門&gt;<br/>⑪ (上63-ウ)<br/>問応異無碍門疏云異同<sup>20)</sup>円備門同歟異歟</p>   | <p>三應異無礙門</p>  |



| 『十玄義私記』  | 『三宝章』 |
|--|-------|
| 答意同二門俱明同異二門無碍相入故<br>問同異円備門同時等十門具相通異無碍門相<br>対同異二門分別四句二門弥分別何云同<br>答応異無碍門具同時等十門同異円備門可分<br>別四句各挙一辺所以云同 |       |

11個所の引用について総括的にまとめると、縁起本法の三門である異体、同体、同異無碍門に関して、『十玄門』、『五教章』、『探玄記』、『玄義章』それぞれの名称について説明する中で引用されており、これにより、『十玄義私記』の作者は、『玄義章』が縁起本法を表す重要な文献として認識していたことがいえる。また、引用はこの三つの門に限っていることも確認できる。

『十玄義私記』は「玄義章」と引用するが、実際の引用箇所は『三宝章』の「法界縁起章」がもっとも多く(①～⑦)、『三宝章』中の「玄義章」については、その理事分無分門を指している場合が一回あるのみである(⑧)。これにより、『十玄義私記』の用例は、「玄義章」を『三宝章』の全体を指示する名称として使用している証拠となりえる。なお、『十玄義私記』は「華嚴章」を二回引用するが(⑨、⑩)、これは『三宝章』中の「法界縁起章」を指している。よってこの「華嚴章」も『三宝章』を指す名称であろう。ここで、これらの用例は、「玄義章」あるいは「華嚴章」が、『三宝章』の本来の名称だったことの証拠になりうることを言っておきたい。

次に各番号の内容について概説しておく。①～③までは初門に当たる初縁互異門に関わる。この中、③において、無尽と相望については、即入に自在すること

- 
- 11) 等(身19-オ)
  - 12) 門→問(身20-ウ)
  - 13) 二→或(身20-ウ)
  - 14) 事+有(身59-オ)
  - 15) 理+四(身59-オ)
  - 16) 章→得(身115-ウ) この箇所は上巻の錯簡よるもので、身115-ウの10行目の下から3番目にあたる。
  - 17) 応→互応(身115-オ)
  - 18) [体](身116-ウ)
  - 19) 了→云々(身116-ウ)
  - 20) 異同→同異(身116-オ)

が無尽縁起であり、相望とは異体を表す概念として明快に説明している点は示唆に富む。④、⑤、⑨は『三宝章』における同体門に関わる。その中、⑤は⑨と合わせて同体門の理解において思想的に重要な個所であり、後述する。

⑥⑦と⑩⑪は、『三宝章』の応異無碍門に関連する個所である。その中で、⑦は異体と同体の無碍関係を四句で表した『三宝章』の文章を要約したのである。⑩は縁起本法の応異無碍門と『探玄記』の縁起十義の中、10番目の同異円備門との比較である。これが問題になったのはおそらく『探玄記』の同異円備門に関する説明の中で、「此之一門於前第三門中以辨義理」という一文のことを念頭にしているからである。これに対して『十玄義私記』では以下のように答えている。

意は同様である。二門(応異無碍門、同異円備門)はともに同異二門の無碍相入を明かすからである。

そしてもう一回疑問が出される。⑩の当該文章は読みにくいだが、その要旨は、「同異円備門には『探玄記』で述べるように多種義門を同時に備えているが、どうして応異無碍門と同様であるのか」ということであり、それに対して「応異無碍門も同様であり、ただしその中、一辺を取り上げただけである」と答えている。

尚、⑧は「玄義章」の理事分無門に該当する。ここで理の四句と事の四句を述べる中、『十玄義私記』では理の四句の中、第三句と第四句を「双融円融一味無碍」「双融平等、事絶」と表現している。また、事の四句の中、第三句と第四句に対しては「双融無碍」「双融平等、離二相」と表現している。これらの用語は、理事分無門において、理の四句の第三句と第四句にある「一法」、「自体絶対」「円融」と事の四句の第三句と第四句にある「無碍」「平等」、「相絶」といった概念を具体化させたものであり、『十玄義私記』の作者はこれらの概念の具体化を通じて華嚴縁起の世界における理と事の間を捉えたことがわかる。

次に、⑤と⑨に関して詳しく述べたい。⑤の最初の間答は、『三宝章』と『探玄記』と大体一致する。そして、第二番目の間答は注目に値する。〈表〉で確認

できるが、便宜を図るためもう一回出すと、

問う。これはただ一という言を説くだけである。多縁に応じるのが、どうして互に応じるという名称になるのか（問。此唯説一言也。応多縁何名互応耶）

問いの意味は、「『三宝章』と『探玄記』の両方には、一縁を以て多縁に応じると説明していて、互に応じるとは言っていないので、『三宝章』の「互相応門」といった名称は、実際の内容と合わない」とのことである。その答えを詳しく検討する。

それは能応の一であるが、もっぱら能応ではなく、かえって所応となる。その二などの多はもっぱら所応ではなく、あげて主となった時には、かえって能応となる。だから互い応じる。（答。彼能応一、偏非能応、還成所応彼二等多偏非所応、挙為主時還成能応。故云互応）

というのである。ここで能応と所応の概念が対句で使われることが確認された。これは『探玄記』（T35.124c）の次の文章から作られた概念であると推定される。

又由此一縁應多縁、故有此多一。所應多縁、既相即相入、令此多一亦有即入。

ここでは一縁が多縁に応じるが、所應多縁によって、かえって多の一が即入することが述べられているので、『十玄義私記』の説明と一致する。『十玄義私記』では続いて次のように言う。

問う。もしそれであれば、一と多法との合義は互応と言える。しかし、どうして一法の中でも具に互応義があると言えるのか。

答える。一つ一の能応とは自ら能ではなく、互いに能応となる。だから、その能応は必ず所応を帯びる。所応は必ず能応の義を帯びる。(問。若爾、一多法合義可互応。何一法中具互応義耶。答一々能応非自能、互成能応。故彼能応必帶所応々々必帶能応義也。)

ここでは能応が場合によって所応になることは、互いに包含する義があるからだとその理由を説明している。こうした能所の関係は慧均の『大乘四論玄義記』に「若非能無以成所。非所無以成能。故能必待所。所必帶能」と述べられている発想と一致する。

しかし、次はそれにも関わらず、能応はいつも本一に住して変わりが無いのにどうして同体と言えるのだろうかと問う。これに対して本一と多一とは別であっても体は差別のないとし、両方の互応することで同体門が成立するという。

なお、⑨では、正く能応が同体であり、諸縁は互に応するといひ、これに対して、『五教章』では同体所具の徳をあげて、所応の他(多か)縁の不相由義を強調し、不相由義こそ同体という。ここで均如の『三宝章円通記』の同じく法界縁起章において‘能応こそ同体である’という定義を用いるので検討してみる。均如は縁起相由を10項に分けて決めるが、その中5番目が、能応所応同体決である。同体が能応であるか、所応であるかを決める議論である。『三宝章円通記』巻下の最初の部分が、‘第五同体能応所応者’から始まる。ここでは能応が同体であるが、所応も併せているとの説と、もっぱら能応が同体であるとの二つの説を出して、均如は二つ目の説を支持する。その理由は次のようである。

諸々のところの同体の中に本一と多一という。則ち、一一に多が備わるので多一という。だから、もっぱら能應が同体となる。(略) 同体のうちに異体相望が備わるとは、同体は則ち本来に自ら十徳が備わるが、これは所応の十に照らし合わせて徳が備わることではないからそうである。異体は則ち、この初めての一を守り、自らの一に徳が備わっていないから、要す所待を望んでようやく十が備わるからそうである。(諸処同体中云。本一

多一、則一一且多故云多一。是故唯能應為同體也。(略)同体内具異體相望者、同體則本來自具十德、非是望於所應之十而具德故尔也。異體則以是初一守、於自一不具德故、要望所待方具十故尔。)(H4.200c)

即ち本来の一に多が備わっているので、良く応じることで、能応となるのは同体のみであることを主張している。また、同体には本来から十種類の徳が備わって、所応の十との対比を必要としない。そうなると異体である。異体は対を待ってから十の徳を備えるからである。

ところで、均如のこのような見解は、『十句章』に遡れる。それは均如が『十句章』を引用して主張することから確認できる。『十句章』の成立は義相(湘)の嫡孫である神琳に学んだ法融が智儼の十句を解釈したものとされるので<sup>21)</sup>、こうした能応同体という発想は新羅由来かもしれない。『十玄義私記』には、初めて『華嚴経問答』が『香像問答』の引用名で用いられる。これは『華嚴経問答』を法蔵の著作として認識していたことになるが、現在の研究によれば『華嚴経問答』は義相の講義録といえるべき書物である。『十玄義私記』は、義相の『法界図』のほか、『新羅記』、『青丘記』を大幅に引用するほど、新羅との関連が深い書物である<sup>22)</sup>。よって、この能応同体という用語が新羅と深く関連があってもおかしくない。但し、『十玄義私記』は「正く能応が同体であり」というので、均如が伝える最初の説に近いと考えられる。

## IV. 結論と課題

以上、『十玄義私記』を引用されている『三宝章』の謎を発端にして、『三宝章』のテキストの問題、そして、その解釈が新羅との関連があることを述べてきた。

21) 木村清孝、「『十句章円通記』について」、『華嚴学研究』創刊号(東京：華嚴学研究所、1987)

22) 金天鶴、日本華嚴思想研究(東京：山喜房佛書林、2015)参照。

まず、テキストの問題は、題号とテキストの構成順序に関して考察し、その過程において金沢文庫保管の新出写本断簡である称名寺本「十玄章」を紹介した。これらの議論によって、今の『三宝章』の題は高麗時代から確認されるが、テキストの構成順序を今のようにしたのは楊仁山であることを新たに指摘した。そして、『三宝章』の略称には三種類あったことを明らかにした。これらの資料によって、『三宝章』の最も古い名称は、「華嚴章」或いは「玄義章」だった可能性が高い。

次に、『十玄義私記』に引用されている『三宝章』に対する解釈を検討した。その結果、主に『三宝章』の法界縁義章が注目され、縁起を説く文献としての『十玄門』『五教章』『探玄記』と同様に取り扱われたことが確認できた。理と事を通じて著わした華嚴縁起の世界は、「双融無碍」「円融一味」「双融平等」な世界である。これは、『十玄義私記』の作者が、融を基盤にしていることがわかる。なお、同体の説明では、同体能応、所応の関係が述べられる。ここでは、能応は所応を備えるといっているが、こうした考え方は新羅由来をもった思想として注目すべきである。

\*本論文の執筆に当たって、金沢文庫、身延山大、竜谷大所蔵の貴重な写本を使わせていただいた。ここに各関係者に感謝を申し上げます。

---

## 참고문헌

---

### 1. 一次文献

- 十玄義私記写本(龍谷大学藏、身延山大学藏)
- 十玄章写本(称名寺所藏·金沢文庫管理)
- 湛睿『華嚴經七科章』写本(称名寺所藏·金沢文庫管理)
- 均如『釈華嚴三宝章円通記』(H1)
- 法藏『華嚴經明法品内立三宝章』(T45)

### 2. 二次文献

- 岡本一平, 「湛睿の学問と信仰」, 金沢文庫 『学僧湛睿の軌跡』 (神奈川県: 金沢文庫, 2007)
- 舘野正生, 「法藏撰「法界縁起章」の研究」, 『南都仏教』74・75 (奈良: 南都仏教研究会, 1997)
- 金天鶴, 『日本華嚴思想研究』(東京: 山喜房佛書林, 2015)
- 古田紹欽, 「華嚴三宝章の研究」, 『仏教研究』2-3 (東京: 1938)
- 小林實玄, 「華嚴玄義章等雜義」と凝然-「華嚴七科章義瓊記」の断簡について-, 『印度學佛教學研究』21-2 (東京: 日本印度學佛教學會 1973)
- 木村清孝, 「『十句章円通記』について」, 『華嚴学研究』創刊号 (東京: 華嚴学研究所, 1987)
- 木村清孝, 「華嚴經の受容と法藏の生涯」, 鍵主良敬・木村清孝 『法藏 人物中国の仏教』(東京: 大蔵出版, 1991)

## Intention of Kegonjugegishiki(華嚴十玄義私記) to cite Sanbaozhang(三寶章)

Kim, Cheonhak  
Professor of Humanities Korea project  
Dongguk University

*Jugegishiki* of unknown authorship in the Heian era is a commentary on Fazang's *Wujiaozhang*(五教章). This text borrows many passages from Fazang's *Tanxuanji*(探玄記, about 77 times) and *Huayan yisheng shixuanmen*(華嚴一乘十玄門, about 74 times), which has been traditionally said to be written by Zhiyan(智儼), in order to reveal the meaning of *Shixuanmen*(十玄門, the Ten mysterious gates). And besides, *Kegongokyoshoshiji*(華嚴五教章指事), written in Japan, is cited in 24 places and some literary works of Silla(新羅) such as *Ilsunghopgyedo*(一乘法界圖) and *Hwaemomyeong mundap*(華嚴經問答), the note of Uisang's lectures, are also quoted.

Furthermore, *Fajieyuanqizhang*(法界緣起章) and *Xuanyizhang*(玄義章) included in *Huayanjing mingmingneili sanbaozhang*(華嚴經明法品內立三寶章, hereafter *Sanbaozhang*) are cited by the name of 'Xuanyizhang'. And *Fajieyuanqizhang* in *Sanbaozhang* is also cited by the name of 'Huayanzhang'(華嚴章). Considering the structure and circulation of *Sanbaozhang*, we can confirm the following two facts: ① 'Xuanyizhang' and 'Huayanzhang' as a common name of *Sanbaozhang* is firstly seen in *Jugegishiki* among the extant materials. This offers important information regarding the philological issues of *Sanbaozhang*. ② *Sanbaozhang* is quoted in 11 places, intensively in discussing the differences among *Yisheng shixuanmen*, *Wujiaozhang* and *Tanxuanji*. This shows that *Sanbaozhang* was the most important text next to *Tanxuanji* among Fazang's writings in *Jugegishiki*. The intention of



*Jugegishiki* to cite *Sanbaozhang* seems mainly to prove Huayan's teaching on liberation including 'shuangrongpingdeng'(雙融平等), 'shuangrongwuai'(雙融無礙), 'yuanrongyiwei'(圓融一味).

On the other hand, the discussion of Causation by Dharmadhātu in *Jugegishiki* reveals the influence of Silla. And Shixuan(十玄章), which is in the Kanazawa(金澤) library, has been reported by Zongmi(宗密) to be the work of Fazang(法藏).

#### Keywords

Shixuan, Shixuan, Huayanzhang, Xuanyizhang, Zongmi, Fazang

2017년 11월 19일 투고  
2017년 12월 10일 심사완료  
2017년 12월 12일 게재확정

